

報道関係者 各位

長野労働局発表 (04 - 60) 令和4年7月28日

【照会先】長野労働局労働基準部 賃金室  
賃金室長 浜 幸好  
室長補佐 宮澤 明芳  
賃金指導官 荒河 美穂  
(代表電話) 026(223)0555

## 【プレ告知】

# 長野県最低賃金ポスターデザインコンテストを開催

長野労働局では、長野県最低賃金が県内に広く認知されるよう、「長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト」を開催し、別添チラシのとおり長野県最低賃金周知用ポスターの図案を一般公募します。

### 1 趣旨

長野県下のすべての使用者は、最低賃金法に基づき、その長野県最低賃金額以上の賃金を労働者に支払う必要があります。

そこで、令和4年度に適用される最低賃金について、広く県民に知ってもらい、最低賃金に関する意識が高まる契機となるよう、ポスターデザインの募集を行うものです。

### 2 募集対象

長野県内在住または長野県内の企業・学校等に通勤・通学する方

### 3 募集期間

令和4年8月23日(火)～令和4年10月14日(金)(消印有効)

### 4 応募要領(概要)

応募作品は一人1点とし、最低賃金の周知を目的とするオリジナルのデザインで未発表の作品とします。

詳しくは、長野労働局ホームページでご確認ください。



※令和3年度ポスター

### 5 入賞発表および表彰式

令和4年11月29日(火)に開催予定。詳細は後日発表いたします。

●入賞者には表彰状と副賞を進呈します。

また、入賞作品は、県内各機関、施設等に掲示するほか、長野労働局HP上で公開します。

長野県の最低賃金をみんなに知ってもらおう！

# R4年度 最低賃金の

ポスター  
デザイン

# 大募集！

## 長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト

現在の最低賃金額

877  
円



今年度

???

個人からの応募、  
学校・事業所から  
の応募もOK！

### 表彰

- ・最優秀賞 1点
- ・優秀賞 1点
- ・特別賞 1点
- ・入賞 数点

### 対象

- ・長野県内に  
お住まいの方
- ・長野県内の  
事業場にお勤めの方

応募の詳細は  
長野労働局HP  
特設ページで確認！



### 応募期間

8月23日(火)～  
10月14日(金)  
(当日消印有効)

### 発表(表彰式)

長野労働局にて  
11月下旬を予定

主催：長野労働局 賃金室 026-223-0555

長野県で働く人の最低賃金を、ちゃんと知ることが大事だよ！

# ポスターのレイアウト

この部分のデザインを募集

※縦：横、同比率のスペース内  
(概ね40cm×40cm)



## 長野県の特定(産業別)最低賃金

計量器・測定器・分析機器・試験機、  
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、  
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具、  
時計・同部品、眼鏡製造業

### 適用除外業種

※1労働時間又は65歳以上の者  
※2雇入れの日が前年度末より不足する月及び当該前年度末より不足する月以後の期間

※3労働時間又は65歳以上の者

※4労働時間又は65歳以上の者

※5労働時間又は65歳以上の者

※6労働時間又は65歳以上の者

※7労働時間又は65歳以上の者

※8労働時間又は65歳以上の者

※9労働時間又は65歳以上の者

※10労働時間又は65歳以上の者

※11労働時間又は65歳以上の者

※12労働時間又は65歳以上の者

※13労働時間又は65歳以上の者

※14労働時間又は65歳以上の者

※15労働時間又は65歳以上の者

※16労働時間又は65歳以上の者

※17労働時間又は65歳以上の者

※18労働時間又は65歳以上の者

※19労働時間又は65歳以上の者

※20労働時間又は65歳以上の者

※21労働時間又は65歳以上の者

※22労働時間又は65歳以上の者

※23労働時間又は65歳以上の者

※24労働時間又は65歳以上の者

※25労働時間又は65歳以上の者

※26労働時間又は65歳以上の者

※27労働時間又は65歳以上の者

※28労働時間又は65歳以上の者

※29労働時間又は65歳以上の者

※30労働時間又は65歳以上の者

※31労働時間又は65歳以上の者

※32労働時間又は65歳以上の者

※33労働時間又は65歳以上の者

※34労働時間又は65歳以上の者

※35労働時間又は65歳以上の者

※36労働時間又は65歳以上の者

※37労働時間又は65歳以上の者

※38労働時間又は65歳以上の者

※39労働時間又は65歳以上の者

※40労働時間又は65歳以上の者



894  
円/時

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、  
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶機関製造業

### 適用除外業種

※1労働時間又は65歳以上の者

※2雇入れの日が前年度末より不足する月及び当該前年度末より不足する月以後の期間

※3労働時間又は65歳以上の者

※4労働時間又は65歳以上の者

※5労働時間又は65歳以上の者

※6労働時間又は65歳以上の者

※7労働時間又は65歳以上の者

※8労働時間又は65歳以上の者

※9労働時間又は65歳以上の者

※10労働時間又は65歳以上の者

※11労働時間又は65歳以上の者

※12労働時間又は65歳以上の者

※13労働時間又は65歳以上の者

※14労働時間又は65歳以上の者

※15労働時間又は65歳以上の者

※16労働時間又は65歳以上の者

※17労働時間又は65歳以上の者

※18労働時間又は65歳以上の者

※19労働時間又は65歳以上の者

※20労働時間又は65歳以上の者

※21労働時間又は65歳以上の者

※22労働時間又は65歳以上の者

※23労働時間又は65歳以上の者

※24労働時間又は65歳以上の者

※25労働時間又は65歳以上の者

※26労働時間又は65歳以上の者

※27労働時間又は65歳以上の者

※28労働時間又は65歳以上の者

※29労働時間又は65歳以上の者

※30労働時間又は65歳以上の者

※31労働時間又は65歳以上の者

※32労働時間又は65歳以上の者

※33労働時間又は65歳以上の者

※34労働時間又は65歳以上の者

※35労働時間又は65歳以上の者

※36労働時間又は65歳以上の者

※37労働時間又は65歳以上の者

※38労働時間又は65歳以上の者

※39労働時間又は65歳以上の者

※40労働時間又は65歳以上の者



905  
円/時

各種商品小売業

※1労働時間又は65歳以上の者

※2雇入れの日が前年度末より不足する月及び当該前年度末より不足する月以後の期間

※3労働時間又は65歳以上の者

※4労働時間又は65歳以上の者

※5労働時間又は65歳以上の者

※6労働時間又は65歳以上の者

※7労働時間又は65歳以上の者

※8労働時間又は65歳以上の者

※9労働時間又は65歳以上の者

※10労働時間又は65歳以上の者

※11労働時間又は65歳以上の者

※12労働時間又は65歳以上の者

※13労働時間又は65歳以上の者

※14労働時間又は65歳以上の者

※15労働時間又は65歳以上の者

※16労働時間又は65歳以上の者

※17労働時間又は65歳以上の者

※18労働時間又は65歳以上の者

※19労働時間又は65歳以上の者

※20労働時間又は65歳以上の者

※21労働時間又は65歳以上の者

※22労働時間又は65歳以上の者

※23労働時間又は65歳以上の者

※24労働時間又は65歳以上の者

※25労働時間又は65歳以上の者

※26労働時間又は65歳以上の者

※27労働時間又は65歳以上の者

※28労働時間又は65歳以上の者

※29労働時間又は65歳以上の者

※30労働時間又は65歳以上の者

※31労働時間又は65歳以上の者

※32労働時間又は65歳以上の者

※33労働時間又は65歳以上の者

※34労働時間又は65歳以上の者

※35労働時間又は65歳以上の者

※36労働時間又は65歳以上の者

※37労働時間又は65歳以上の者

※38労働時間又は65歳以上の者

※39労働時間又は65歳以上の者

※40労働時間又は65歳以上の者

857  
円/時

印刷、製版業

※1労働時間又は65歳以上の者

※2雇入れの日が前年度末より不足する月及び当該前年度末より不足する月以後の期間

※3労働時間又は65歳以上の者

※4労働時間又は65歳以上の者

※5労働時間又は65歳以上の者

※6労働時間又は65歳以上の者

※7労働時間又は65歳以上の者

※8労働時間又は65歳以上の者

※9労働時間又は65歳以上の者

※10労働時間又は65歳以上の者

※11労働時間又は65歳以上の者

※12労働時間又は65歳以上の者

※13労働時間又は65歳以上の者

※14労働時間又は65歳以上の者

※15労働時間又は65歳以上の者

※16労働時間又は65歳以上の者

※17労働時間又は65歳以上の者

※18労働時間又は65歳以上の者

※19労働時間又は65歳以上の者

※20労働時間又は65歳以上の者

※21労働時間又は65歳以上の者

※22労働時間又は65歳以上の者

※23労働時間又は65歳以上の者

※24労働時間又は65歳以上の者

※25労働時間又は65歳以上の者

※26労働時間又は65歳以上の者

※27労働時間又は65歳以上の者

※28労働時間又は65歳以上の者

※29労働時間又は65歳以上の者

※30労働時間又は65歳以上の者

※31労働時間又は65歳以上の者

※32労働時間又は65歳以上の者

※33労働時間又は65歳以上の者

※34労働時間又は65歳以上の者

※35労働時間又は65歳以上の者

※36労働時間又は65歳以上の者

※37労働時間又は65歳以上の者

※38労働時間又は65歳以上の者

※39労働時間又は65歳以上の者

※40労働時間又は65歳以上の者

850  
円/時

こちらには、「長野県の特定(産業別)最低賃金」についての案内が入ります。  
▶(例) 昨年度のもの

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)へ

長野労働局HP 長野労働局 賃金室

